

令和6年度 成年後見人養成講座
(人吉球磨圏域10市町村委託事業)

II 講座実践編実施要項

1 目的

人吉球磨成年後見センターでは、成年後見制度についての関心を高め、基礎的な知識を習得していただくために、入門講座としての「I基礎編」を開設しております。今回の講座では、「講座I基礎編」を修了された方を対象に、さらに成年後見人として必要な見識を高めていただくことを目的として「実践編」を開設いたします。なお、本講座を修了後、1年間の後見支援員としての実務経験を経て、熊本県が実施する「専門編」の受講資格を取得することができます。

2 主催 人吉球磨成年後見センター (社会福祉法人 人吉市社会福祉協議会)

3 応募資格

「講座I基礎編」を修了された方で、福祉活動に理解と熱意があり、心身ともに健康な方

4 内容

(1) 実施期間：令和6年5月18日(土)、19日(日)の2日間
午前8時00分から午後5時10分まで

(2) 会場：人吉市総合福祉センター 中会議室 (人吉市西間下町41番地1)

(3) カリキュラム：カリキュラム編成表参照

5 受講資格：「講座I基礎編」を修了した者

6 受講料：無料

7 教材：主催者で準備します。

8 修了証

社会福祉法人人吉市社会福祉協議会から全科目修了者に「修了証」を交付します。

9 個人情報の取扱いについて

参加申込に係る個人情報については、参加者の出席等の管理以外の目的には使用いたしません。

10 受講申込

(1) 申込方法 受講申込書により、人吉市社会福祉協議会にお申込みください。郵送、FAXでも受け付けます。

(2) 申込期限 令和6年5月8日(水)

(3) 申込及び問合せ先

〒868-0072 人吉市西間下町41番地1

社会福祉法人 人吉市社会福祉協議会内

人吉球磨成年後見センター TEL 0966-24-8800

FAX 0966-25-1117

令和6年度成年(市民)後見人養成講座受講申込書

II 講座実践編

宛先：人吉球磨成年後見センター(人吉市社会福祉協議会)

FAX:0966-25-1117

各町村社会福祉協議会でも受け付けています。

申込期限：5月8日(水)

(ふりがな)		年齢	歳
お名前		性別	男・女
ご住所	(〒 -)		
ご連絡先	電話番号	FAX	
	メールアドレス		
ご職業・所属団体			

お問合せ

人吉市西間下町41-1

人吉球磨成年後見センター
(社会福祉法人 人吉市社会福祉協議会内)

TEL:0966-24-8800

E-mail:hk-2@hitoyoshi-shakyo.com

実践
編

5月18日 (土)	8:00~ 10:00	人吉球磨地域の消費生活 の実際と注意してほしい こと	2	消費行動について	●被後見人等への消費行動に関する留意点	人吉市役所 市民部 地域コミュニティ課 消費生活センター	
	10:10~ 12:10	財産管理の基本と実 務	2	財産管理についての基本的 な考え方	●身上監護との関係 ●動産・不動産の管理	公益社団法人成年後見セン ター・リーガルサポート熊本 支部	
	13:10~ 15:10	成年後見の実務Ⅰ	2	申立手続きについて	●申し立て書類についての説明	公益社団法人成年後見セン ター・リーガルサポート 熊本支部	
	15:20~ 16:50	成年後見の実務Ⅱ	1.5	演習①支援計画	●後見計画・収支予定の作成	公益社団法人成年後見セン ター・リーガルサポート 熊本支部	
	5月19日 (日)	8:00~ 10:00	対人援助の基礎Ⅰ	2	認知症についての 正しい理解	●介護認定区分 ●在宅／施設サービスの種類 ●在宅認知症高齢者の特徴を念頭に、具 体的な接し方を学ぶ	医療法人精翠会 人吉こころのホスピタル 精神科医長 興野康也
		10:10~ 12:10	対人援助の基礎Ⅱ	2	精神障害、知的障害に ついての正しい理解	●障害認定区分 ●在宅／施設サービスの種類 ●任意入院 ●医療保護入院、措置入院	医療法人精翠会 人吉こころのホスピタル 精神科医長 興野康也
		13:00~ 15:00	民法の基礎	2	親族法、相続法、財産法	後見業務を行う際に必要な親族法、相続 法、及び財産法の基礎的な枠組みを理解 する	熊本県弁護士会
		15:10~ 16:40	家庭裁判所の役割	1.5	家庭裁判所の役割	●家庭裁判所について ●後見関係事件における役割と事務	熊本家庭裁判所
16:45~ 17:00		閉会式	0	修了書交付、人材バンク登 録についての説明		センター職員	